

大切なペットと暮らしていくために



犬猫などの飼い主には、飼っている犬猫などが人の生命や身体・財産に害を加える、または人に迷惑を及ぼすことのないよう、責任や自覚を持って適正飼養に努めるよう動物愛護法に規定されています。

下記の項目についてもう一度確認し、適正に飼養しましょう。



野良犬・猫にエサを与えないで

エサを与えるだけで管理をしない無責任な行為は、野良犬・猫の数を増やすことになり、ご近所迷惑だけでなく、事故や病気などで死亡する不幸な命を増やしてしまうことにもなります。

飼うときは最後まで責任を持って飼いましょう。



「ふん」は、責任をもって処理を

ふんを放置すると、地域の人が不快な思いをするほか、地域の衛生面に悪影響を及ぼします。散歩をする時は、ふん処理用のビニール袋などを忘れずに携帯しましょう。

※道路や公園については、道路法および高萩市都市公園条例の規定でみだりに汚損することが禁止されており、違反すると処罰されます。



犬は「けい留」し、猫は「室内」で飼育を

ペットを外で飼う人もいますが、屋外には危険が多く、交通事故、感染症、妊娠など、さまざまなリスクがあります。もし、他人に危害を加えた場合は損害賠償責任を問われる恐れもあります。

※散歩のときは

必ずリードをつけて、
放さないように
しましょう。



市や県動物指導センターでは、野良猫の捕獲や駆除は行っていません。

猫が庭に入らないようにする方法はこちらから▶



相談窓口 県動物指導センター ☎0296-72-1200

■問合せ 環境衛生課 ☎23-7031